

解体等工事の発注者・施工者のみなさまへ…

平成 26 年 6 月 1 日から、改正大気汚染防止法及び札幌市生活環境の確保に関する条例が施行されました。

<アスベスト除去工事等関係>

改正の概要

届出者の変更

特定粉じん排出等作業実施届出書及び特定粉じん排出等作業完了届の届出義務者が、施工者から発注者又は自主施工者に変更となりました。

事前調査及び発注者説明

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴うすべての建設工事について、石綿使用の有無の事前調査及び当該結果を書面で発注者へ説明することが大気汚染防止法で規定されました。

当該結果は、石綿使用の有無にかかわらず解体工事等の場所に掲示しなければなりません。

※H18.9.1 以降に工事に着手した建築物等の工事を除く

報告及び検査の対象拡大

届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者が報告徴収の対象となり、解体等工事に係る建築物等が立入検査の対象となりました。

作業基準の追加

前室の設置及び集じん・排気装置の使用が義務付けられている作業について、以下の作業基準が追加されました。

- ◆ 作業開始前に、集じん・排気装置が正常に稼働するか確認を行う。
- ◆ 作業開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認する。
- ◆ 作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口で、粉じんを迅速に測定できる機器を用いて集じん・排気装置が正常に稼働するか確認を行う。
- ◆ これらの確認記録を特定工事終了時まで保存すること。

吹付けや保温材等がない部分に係る工事における掲示事項

- 事前調査の結果
 - 事前調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人にあっては、その代表者名
 - 調査を終了した年月日
 - 調査方法
- ※様式は定められていない

〈掲示板例〉

レベル3(届出不要)記入例	
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(案)	
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。	
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所	
調査終了年月日	平成○○年 ○月 ○日
看板表示日	平成○○年 ○月 ○日
解体等工事期間: 平成○○年 ○月 ○日～平成○○年 ○月 ○日	
調査方法の概要(調査箇所)	
設計図書その他の資料の確認 現場での目視 (調査箇所) 1階～3階、外壁	元請業者(調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 住所 東京都○○区 現場責任者氏名: ○○○○ 連絡場所 TEL. 03-×××-×××××
調査結果(部分と石綿含有建材の種類)	
<input type="checkbox"/> 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)	調査者(分析等実施者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○
<input checked="" type="checkbox"/> 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等) 1階 床 Pタイル 2階 天井 ケイ酸カルシウム版 3階 壁 ケイ酸カルシウム板 外壁 スレート板 (石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 立入禁止措置、潤滑措置	住所 埼玉県○○市 その他必要な事項

出典:一般社団法人 日本建設業連合会

～発注者の注意事項～

◆受注者が行う事前調査に要する費用を適正に負担し、その他、調査に関し必要な措置を講ずることにより、調査に協力しなければならない。

《受注者の法令違反防止》

◇受注者から、事前調査の結果(工事該当部分の石綿含有の有無)について、文書にて説明を受けたか。

◇受注者が、工事現場に事前調査結果の掲示を行っているか。